

別紙様式3（第3条関係）

論文要旨

氏名 緒方 晶子

論文題目（外国語の場合は、和訳を併記すること。）

「近世の座頭と当道座」

論文要旨（別様に記載すること。）

(注) 1. 論文要旨は、A4版とする。

2. 和文の場合は、4000字から8000字程度、外国語の場合は、2000語から4000語程度とする。

3. 「論文要旨」は、CD等の電子媒体（1枚）を併せて提出すること。

（氏名及びソフト名を記入したラベルを張付すること。）

当道座は盲目の芸能者である座頭の属する組織であり、公家の久我家を本所とし、京都職屋敷がその中心機関となっていた。京都職屋敷は、検校・勾当・座頭という独自の官位授与を通して全国の座頭を支配していた。

この全国に存在していた座頭は、本論稿で対象とする熊本藩内にも存在しており、他地域とともに、彼らも座頭の組織を形成していた。

熊本藩領においては、座頭は、近世初期に職掌の類似する盲僧との併存状況から、「座頭・盲僧諍論」での座頭側の勝訴により、幕府・熊本藩の後押しを得て、集団として勢力を増していった。そのため熊本藩領の座頭集団は、京都職屋敷の地方組織として、集団内部の整理を進める必要に迫られた。

京都職屋敷では、地方の当道座は「支配役の検校一名、座本二名、郡は組頭数名」で運営される事と規定されており、熊本藩領でもこの体制が採られている。座頭集団が地域社会で形を成していくに従い、実務を執る座本への権限の強化が図られるようになったが、それは検校主導により進められた。この事は熊本藩の宝暦の改革で藩行政の中に座頭集団が定置化された事により達成されたと考えられる。この時に座本が1名になり、聞役2名が新設された。この体制は明治4年に当道座が解体されるまで続いた。これが座頭集団の地方における確立であり、地方組織としては、本所・京都職屋敷と領主権力の権威を併せ持つ安定性を獲得する事になった。

しかしこの改革では、刑法上庶人と同等であると取り決められており、それは当道座の官位形態をある面では否定するものであった。当道座という集団としての特殊性が、熊本藩内では平準化されたのである。

熊本藩の座頭は近世初期には本所と京都職屋敷の組織編成の下、地域社会でいかに安定して生きていくべきかという段階に来ていたと考えられる。集団としての形が形成されて、京都職屋敷は地方組織の整理と強化を進めたが、その際に地方の集団内部からも組織運営のために自主的な動きが現れるなど、必ずしも京都職屋敷の一方的な編成に留まらない姿が見出せる。熊本藩領における座頭集団の歴史は、様々な外部の影響を受けながら組織的発展を遂げた姿であり、彼等がいかに主体的に地域に根を下ろしていくかの過程である。京都職屋敷と領主権力、地方の座頭集団という三者の関係の上に、熊本藩領では集団としての確立を得たのである。

しかし行政の中における定置化、確立は当道座本来の官位制度という論理の否定という側面を持っており、座頭が座頭である前に領民であるという側面も確認されたのである。

このようにして整備されていった熊本藩の当道座では、近世後期を中心に、座本・聞役の選出制度が採られた。これは、座本・聞役と「熊本惣座頭中」、高官座頭によって候補者が立てられる。この候補者は座内の勢力図を反映するものとなっている。この複数の候補者の中から、最終的な人事権を持つ藩が、調査・僉議を経て座本・聞役を選出する。

藩の「僉議」で抽出される座本・聞役の主な条件は座内での経験であり、それは「座頭共之戴能者」として表現され、1つの座頭間の了解事項となっている。これは宝暦の改革で座頭を座本率いる座頭集団と、官位制度に則った四度以上の高官座頭とに分けた事によって形成された観念であると考えられる。座頭が府中座頭になり、「熊本惣座頭中」の仲間入りをし、組頭から聞役へと座の段階を経る事で、座本への道は大きくひらけていたのである。それは京都職屋敷において、官位を至上のものとする座法とは、本來的には齟齬を来たすもの

でもあった。

ただし熊本藩の当道座において、段階を踏んだ経験は必ずしも絶対的条件とはならなかつた。それは座頭間の勢力図の複雑さによっており、座内の経験を経ない高官座頭が座本になる事もあり、座頭間の勢力の変動が選出を左右する事もあった。また府中座頭と在の座頭との格差が明確に表れました。それらの勢力図いかんによつては藩の介入もあつた。「座外」を含めて座は複雑で重層的な構造を持つものであり、それらをうまく調整できる者が座本・聞役には求められる段階に来ていたのである。

座頭組織の長となるためには「座外」を含めた多くの座頭に認定されなくてはならず、さらに藩の任命をもつて完了する事になる。選出の際に表出する座内の対立は、組織の充実でもあるが、それらを含めて、座内の勢力を調整し得たのは領主権力であり、それによつて座が安定した運営を行う事が出来たと考えられる。

以上のような、組織の中で、座頭は地域社会に散在して暮らしていた。

座頭は、座の成員になって初めて座頭となる。しかし通常は座頭の師匠を得た時点で、座頭と認識されたと考えられる。座頭の世界では、その師弟関係は大きな核となる。座頭としての生業活動は、座頭同士のつながりによって支えられており、しっかりととした師匠を見つける事が、座頭として生きる第一歩だった。この師弟関係によつて、地域の小集団である組も構成されていたからである。この組が、座頭が生業活動をするための縄張りや仕来たりなどを決定しており、組での座頭同士の関係を構築出来なければ、座頭として生きていく事は難しかつた。これは座内の関係にとどまらない。在中座頭の主な職業は門彈き、按摩、荒神祓いであり、いずれにしても廻在する事が基本だった。歓迎される一方で、地域住人との摩擦もあり、危険が伴つていた。この境遇を逃れるためにも、組として結束する事は重要だつたと考えられる。

師匠を得るにも、地域社会での立場は重要だつた。その個人に余程の才能がない限り、地域社会での立場の延長上に個々の座頭の地位もあつたと考えられる。富裕な家の出身者は、地縁的な関係によらずに有力な師匠を得る事が出来た。有力な師匠の下では、その後の座頭としての活動も容易になり得る。そこに座頭間の格差も生まれたが、それでも多くの在の座頭は、師匠や組という座頭的な関係の中で「自立」した生活を送る事が出来た。

座頭は座頭になつても、在人数としての「影踏帳」への記載は変わらないため、本質的には村方に把握されるべき存在であると考えられる。しかし在方ではほとんど戸主にはなれず、戸主の同居人という立場でしかなかつた。その意味では独立した存在ではなかつた。そのような中で、座頭集団はすでに社会的に認知されており、盲人が座頭になるという事は、明らかに一般の盲人とは一線を画する。ただし座頭業は、芸業を伴つてもいたが、廻在で得られる対価は施物としての側面があり、盲人に対する生活保障の意味合いも否定出来ない。座頭はそれ故に、半分村抱えのような存在だったのではないかと考えられる。座頭は当道座にも加入するが、その不完全性のために、在方の人数に把握されている両属性を持つ存在であり、この両属性こそが、座頭の存在形態であると考えられる。

一方、兵農分離によつて、平人の存在形態は、在と町という居住空間、「百姓」と「町人」とに分離したとされるが、座頭もその居住地によつて境遇には差がある。特に、城下町の町政や経済力を背景に、そこで暮らす府中座頭の突出性は、時代を経るに従い顕現化した。その際、町社会と座頭が取り結んだ関係は、高官位を担保として、金融業にまで発展するもの

だった。府中座頭になるのは、座頭の中では「出世」であり、町社会の中で暮らせるという事は重要だったと考えられる。町社会には官位を取得できるだけの経済力があり、高官座頭への師事もしやすく、またそれによる利潤の取得は、府中座頭の特権的地位をさらに拡大再生産させる事になったのである。

府中座頭は町社会の受容と、それを土台にした関係性を構築し、各種の座頭業によってそれを深化させたのである。その結果、府中座頭は座内で突出する存在となった。また一部の上層座頭は、座外においても上層町人と結んで金融業を行なうなどの存在感を見せるようになつていったのである。

しかし府中座頭は、在の座頭の事は視野に入れておらず、全体的に府中座頭は府中座頭である事によって、座内では、さらに特権的地位を獲得すると考えられる。府中座頭の座内で、の突出は、同時に座内に格差をり、人々当道座は師弟関係による階層性があつたが、それに、さらに地域的な階層性も加わつたと考えられる。在から府中へと座頭の上昇志向の方向性が定まり、座はより複雑な内部の様相を呈するようになったのである。

ただし、在の座頭も要件を満たせば府中座頭になれる道があつたため、彼らの存在は、期せずして座頭集団全体の底上げをもつていていたと考えられる。

町で暮らす座頭には、それぞれ座頭に許可された座頭業があつた。しかし座頭業と職掌の重なる存在は、すべて座頭の競合者になり得た。座頭は恒常に座外者との職業的な葛藤を抱えていた。その競合者の中には、それぞれ所属する集団がある者と、個人とに分かれた。前者は陰陽師や神職などであり、後者は門弾や音曲指南をする芸業者だった。集団同士の争いの際には、集団の強弱によって、権益の帰趨が決まつたものと考えられる。当道座はその意味では、本所と領主権力とのつながりによって他者を牽制するなど、藩内において確固たる地歩を得ていたと言える。後者に対しては、藩内では座頭に優遇措置が取られていた。座頭の門弾や音曲指南の職業的優位を認めた上で、他存在に対しては雑芸札または銀3枚を藩庁に納める事を条件に許可されていた。また度々座頭以外の者が琵琶をもつて座敷芸を行う事を禁じている。このような措置の下で、違反者がいれば座頭は藩に通知し、罰してもらえるようになつていていた。刑は軽いものであり、違反者は跡を絶たなかつたが、それが法制度として活用されていた事は重要である。座頭の座としての努力の成果であり、他存在を牽制する根拠になつていていたからである。

座頭はこれらの藩内での成功を踏まえて、さらに自らの地位を高める努力を行つてゐる。権益の完全な確保を目指したのである。それは、門弾や音曲指南といった個人芸業者の中で、特に、座頭と盲目という同一性を持つ俗盲人との間の争いにおいて現れた。眼病に苦しみ、またたとえ盲目になつても、誰もが皆座頭になるわけではない。老年になっての失明者は、ほぼ家族の扶養になるものと考えられる。眼病にかかった者は治療して快癒の見込みがあれば、通常人々の職業の範囲内で生活する事を選択したように思われる。座頭という職業は、幼年期、治る見込みのない盲目者が持てる選択肢だったのでないと考えられる。そのため、中途失明者は座に入れず、座頭業をする俗盲人となる者も現れたのである。そのような俗盲人は、他から見ると区別が付きにくく、同じ盲人であるが故に、一層座頭にとって排除されるべき存在だった。座頭は彼らとの差別化を図ろうとした。そのために芸業の質を厳しく問ひ、座頭としてのアイデンティティを強調したのである。

それは、音曲指南・門弾などの職業における座の独占を守るために、つまりは座の存続のた

めであり、座の要求であると考えられる。しかし座頭の、職業における特權的優位性を強調するあまり、座頭を他の職業、他の芸人からも際立たせ、一部の座頭に強烈な自尊心を持たせるに至る。これは座の結束を促す精神的な支柱ともなったが、他方座にそぐわない座頭も生む結果となり、座から出でていく座頭を作った。彼らもまた俗盲人と呼ばれるようになった。

当道座は、座の存続のために、座外競合者と日常的に争いを繰り広げ、藩内において成果を納めていたが、その事は、結果的に座頭になれない盲人を作った一面がある。座は決して全ての盲人のための組織というわけではなかった。その意味では座頭は「選ばれた盲人」であったと言える。

近世社会の中で、盲人は必ず存在し、そのまま盲人として家族の扶養になり生きていくか、座頭に弟子入りし座頭になって生きるかの、大きな選択肢があった。これは経済的事情・障害の程度などの個人的な要因・失明の時期等、様々な要素により決定される事になるが、それでも座頭になるという道を選択した者は、家族の扶養を離れて「自立」して生きる事が出来るという可能性が高かった。

座頭になった者は、熊本藩の領民である町在人数としての所属、座頭としての当道座の所属という2面性を基に、個人として集団として社会に対する事になった。一代限りという現実もあったが、そうする事で、彼らは「自立」し、また藩庁および地域社会に対して、自身への救済を権利化させるという意識を持つまでに至ったのである。

座頭は存在の安定化を図り、当道座の由緒を強調する事でその正当性を主張する。それに加えて、より地域に密着した形で「役」を主張し、細川重賢を新たな「祖神」の位置に置く事で、地方組織としてのさらなる安定化を図っている。そのようにして座頭は熊本藩に、ひいては地域社会に対して様々な生存のための要求を行い、盲人に対する救済の権利化まで視野に入れた活動を展開するのである。藩庁の当用方が座頭の管轄部局となった事で、彼らは行政的に特殊な地位を手に入れた。その地位は明治4年（1871）に当道座が廃止される直前まで維持された。これは視覚障害者としての盲人が、領民でありつつ座頭として生きる事が出来たからこそその道であったと考えられる。